

## 申告方法④ 町の申告相談で申告

相談受付 2月16日(月)～3月16日(月) ※土・日・祝日を除く  
 受付時間 午前の部：午前9時～11時30分 午後の部：午後1時～3時30分  
 受付会場 役場2階201会議室

次に当てはまるかたは、町の申告相談では受けられません。

- 譲渡所得(土地・建物など)
- 住宅借入金
- 医療費控除(明細書の事前作成をしていない場合)
- 株式譲渡・先物取引
- 営業・農業  
(領収書の仕分け・科目整理ができていない場合)
- 死亡している
- 令和8年1月1日に皆野町に住所がない
- 青色申告・雑損控除・海外扶養

上記以外でも、内容により町の申告相談では受けられないことがあります。

**医療費控除明細書は、国税庁ホームページや税務署・役場窓口でも配付しています。**

### 日程

指定日	対象地域	指定日	対象地域
2月	16日(月)	3月	2日(月)
	17日(火)		3日(火)
	18日(水)		4日(水)
	19日(木)		5日(木)
	20日(金)		6日(金)
	24日(火)		9日(月)
	25日(水)		10日(火)
	26日(木)		11日(水)
27日(金)	12日(木)		
		13日(金)	
		16日(月)	

※地域の指定日は、来場者数を分散させるための目安です(できるだけご協力ください)。

### 持ち物

- 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
- 本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証、資格確認書など)
- 税務署からの案内通知(送られたかたのみ)
- 利用者識別番号が確認できるもの(利用者識別番号を取得したことがあるかたのみ)
- 所得の計算に必要な資料
  - (1) 営業所得のあるかた……………帳簿・決算書などの収支内訳、領収書などの根拠資料
  - (2) 給与所得や年金所得のあるかた……源泉徴収票
  - (3) 不動産所得のあるかた……………支払調書、帳簿、固定資産税納税通知書など
- 控除の計算に必要な資料
  - (1) 医療費控除のあるかた……………医療費控除の明細書
  - (2) 各種保険料控除のあるかた……………控除証明書など(生命保険、地震保険、国民年金など)
  - (3) 寄附金控除のあるかた……………寄附先が発行する領収書など
- その他、計算に必要な資料

問合せ

税務課(⑦番窓口) ☎62-1461  
 秩父税務署 ☎22-4433